

平成27年6月2日内閣府(防災担当)

政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合 (第3回) 議事概要について

1. 会議の概要

日 時:平成27年3月30日(月)11:30~12:10

場 所:中央合同庁舎第8号館8階 特別中会議室

出席者:赤澤内閣府副大臣(防災・国土強靱化担当)(座長)、永岡厚生労働副大臣、北

川国土交通副大臣、左藤防衛副大臣、小里内閣府副大臣(原子力防災担当)、坂

口警察庁次長、西村内閣危機管理監、髙尾消防庁次長

2. 議事概要

(1) 座長挨拶(赤澤内閣府副大臣)

政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合については、昨年8月に第1回、1 2月に第2回を開催し、中間的な方向性の整理を行った。その後、海外調査も交え、本日 の第3回になるが、皆様からの闊達な議論を賜って、最終とりまとめにつなげたい。

(2) 自由討議等

主なやりとりは次のとおり。

○ 3年以内の見直し検討チームにおいて、大規模複合災害時の一般防災と原子力防災との連携について、議論してきた。議論の結果、意思決定、情報収集、指示・調整の3つの一元化を中心とした具体的な方策をとりまとめ、その内容を本日の報告書案にも盛り込んでいるところ。

緊急時にたらい回しにならないように、あらかじめ役割分担を決めておくことが重要。本日の議論等も踏まえ、具体的な役割分担、体制を原子力災害対策マニュアル等において定めてまいる。引き続き、不断の努力によって、継続的な危機管理体制の強化に努めたい。

- 法律の附帯決議や与党提言を受けて、本検討を行ったので、我々は真摯に受け止めて、これからもしっかり検討していきたい。防衛省は、東日本大震災の教訓を踏まえ、自衛隊の災害対策の充実化に取り組んでいる。本報告を踏まえて、引き続き、各種防災訓練等を通じて、地方自治体を含めた関係機関との連携を更に強化するとともに、一層の災害対処能力の向上にも努めていかなければならない。
- 警察、海上自衛隊、自衛隊の3つが緊密に連携しないと対処できない事態が大いにあるので、 しっかり訓練をお願いしたい。

- 〇 昨年、和歌山県が主催した訓練があり、自衛隊、消防、警察、海保、県市町村も参加 した。良い点、悪い点が出てくると思うので、それを踏み台にして、良い方向に持って いけるように、また協力してまいりたい。
- 緊急災害対策本部の指揮の下、内閣官房や内閣府が総合調整を行い、関係省庁が連携して対応するという現行の枠組みを基本とすることが適当と考える。

災害医療の中心となるDMAT(災害派遣医療チーム)の被災地への輸送、負傷者などの被災地外への輸送については、警察、消防、自衛隊、その他の自治体等との連携が不可欠であると認識しており、1人でも多くの被災者を助けるために、より強い協力体制が必要である。

- 災害が予測された段階においても、リエゾン(情報連絡要員)やTEC-FORCEを迅速・的確に派遣できる体制をとりたい。そのためには、人員、装備の充実と特に地方自治体を支援する場合の法的位置付けの整理が非常に重要である。また、各省庁の出先機関の職員を内閣府に兼務させる仕組みについては、指示、命令系統の整理、出先機関の体制強化が不可欠である。
- TECーFORCEは、非常に評価が高い。また各省庁の出先機関の職員を内閣府に兼務させるためには、とくに指揮命令系統の整理、出先機関の体制の強化が不可欠である。いざというときは閣僚の判断もあるが、所掌に関係のないことまで制度的にどこまでできるかということも突き詰めておいた方がよい。どこから指揮命令が出るかわからないということがないように、きちんと整理させていただきたい。
- 〇 報告書に記載された今後の対応策の課題について、全力で取り組んでまいる。特に重点的 に取り組むべき3点について話をさせていただく。

第1に、内閣官房・内閣府の総合調整機能の強化という観点から、特に広島土砂災害と御嶽山噴火の経験を踏まえ、現場の被害情報を早く、正確に内閣官房・内閣府で集約するためのシステム、体制づくり、その集約した情報を政府内で早急に共有するためのシステムづくりに力を入れたい。

第2に、国と都道府県との連携強化について、特に、都道府県の危機管理部門との顔の見える関係づくりに取り組んでまいりたい。

第3に、実動省庁等が緊密に連携を図れるような実践的な訓練を繰り返し行うことで、危機対応への対処能力の向上に努めてまいりたい。

- 人材の問題について、危機管理の経験があるOBが地方自治体で活用されるようになってきており、地方自治体に危機管理意識が出てきているのはありがたいし、そのようなOBがいるから、今後の連携もうまくいくと期待している。予算の問題もあるのだろうが、OB同士の連携も期待できるので、OBの活用を進めてもらいたい。
- 大規模災害時における防災担当大臣は、専任なのか兼任なのか、どの程度の権限がある のか、各省庁とどのように連携するのか。
- 〇 (事務局)大規模災害時は、基本的に、緊急災害対策本部で総理大臣がトップで、実質上の サポートは防災担当大臣が行う形になる。防災担当大臣は、国家公安委員長等を兼ねてい るが、大規模災害時は、事実上、専任に近い形になると思料。
- 阪神・淡路大震災のときに、小里貞利震災対策担当大臣が任命されて指示・権限を全部集めてやっていただいたから、スムーズにいったが、こういうことができるのか。

- 震災後の最初の3日間は、突然、新たに専任の大臣を任命しても対応できないので、そこは、従来の総理と防災大臣のラインでやらざるを得ないが、復興段階になれば、専任を選ぶということもあると理解している。
- 阪神・淡路大震災の経験から、緊急対応時においては、やはり専任が必要であると思う。阪神・淡路大震災では、発災から4日目に専任を置いたが、東日本大震災では兼任が専任になったのは1年経ってからである。
- 前者が正しいあり方だと思う。
- 警察では、様々な災害に対応するため、部隊等について不断の見直しを推進している。最終報告案において、関係機関の力を更に総合的に発揮することの重要性について指摘しているとおり、部隊等の不断の見直しに加え、普段からの関係機関の連携が重要である。今後とも合同訓練等を通じて、関係機関が有事に連携して対応できるよう業務を推進していきたい。
- 関係機関との更なる連携が必要だと再認識している。現場部隊レベル、都道府県レベル、 地方レベルの関係機関が連携して、更に実践的な訓練をしていうことが必要。また、地方自 治体の現場の対応能力を高めていただくように要請していきたい。
- 〇 「リエゾン(情報連絡要員)」などの単語は、一般の人でもわかるように、日本語を使用するべき。
- せっかく活動しているのに、一般の人に何をやっているのかわからないのではいけないので、「リエゾン」などの単語のままで伝わるように、もっと宣伝すべきという考え方もある。

(3)座長まとめ(赤澤内閣府副大臣)

東日本大震災の教訓を踏まえて、少しずつ体制や心構えができて、災害に立ち向かえる状態になってきている。複合災害時の意思決定等の一元化、危機管理対応の不断の見直し、普段の連携、訓練が必要ということを共通認識としたい。

また、リエゾンなどの派遣者の法的位置付けについては、よく整理が必要である。また、緊急対応時の大臣の専任については、残っている議論としたい。

説明させていただいた資料をもって、本会合における最終報告としたいが、いかがか。 (「はい」と声あり。)

以上で、会議を終了とする。御協力に感謝する。

以上

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官(防災担当)

 参事官
 青柳
 一郎

 企画官
 馬場
 純郎

 参事官補佐
 森本
 哲司

TEL: 03-3501-5408 (直通) FAX: 03-3503-5690